



規範意識についての アンケート調査 結果の概要

—— 広島経済大学 助教授 小川 富之

- 調査(研究)者 広島経済大学 助教授 小川 富之
- 調査時期 2002年7月9日～11日
 <出典・発表> <2003年6月 「規範意識についてのアンケート調査結果の概要」>
- 調査対象者 広島経済大学・広島女学院大学・エリザベト音楽大学の学生
(講義受講生)
- 有効対象数 463名

規範意識に関するアンケート調査

1. 調査目的：広島県の犯罪を減少させることを目的に設置された「広島県安全まちづくり懇談会」の委員として、会議における検討資料作成のため、広島県民の規範意識を探る。
2. 調査実施日：2002年7月9日～11日
3. 調査対象者：広島経済大学
広島女学院大学
エリザベト音楽大学 } の学生463名(講義受講生)
4. 調査内容：社会の中で行われている問題行動で、軽犯罪法に触れる可能性のある行動についての意識調査

日本社会も欧米並みに犯罪が多くなってきたといわれる。確かに、私たちの周りで日常的に犯罪が発生しているような印象を受ける。しかし、実際には欧米に比べるとまだまだ日本の犯罪発生率はそれほど高くない。例えば殺人を例にとると、人口10万人あたりの犯罪率は、アメリカでは日本の7倍近く、イギリス、フランス、ドイツなどのヨーロッパ諸国でも3倍程度高い。強盗ではアメリカは日本のなんと60倍近く、ヨーロッパの国々と比べても日本の犯罪発生率はまだ驚くほど低い。⁽¹⁾

それでも、近年、日本の安全神話が崩れたといわれているのは周知の事実であろう。まだまだ欧米並みの厳しい状況ではないが、徐々に犯罪が増加し凶悪化しているのは事実である。広島県でも2001年度の刑法犯の認知件数が過去最悪となり、県民が身近に脅威を感じる犯罪が大幅に増加し、さらには暴走族等少年非行集団に係る問題の深刻化など厳しい状況にある。⁽²⁾ このような広島県の治安の悪化を早期に回復し、犯罪を減少するために広島県と広島県警察本部では「広島県安全まちづくり懇談会」を設置し、県内各方面の代表者に呼びかけ、県民総ぐるみでの取り組みをはじめた。⁽³⁾

私たちが安心して安全に暮らす事のできる環境を取り戻すための活動である「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動⁽⁴⁾を推進する上で、この「広島県安全まちづくり懇談会」は重要な役割を担っており、広島県の安全条例の制定、⁽⁵⁾ 犯罪減少に向けた県民会議の設置⁽⁶⁾を目指して活動した。

この資料は、「広島県安全まちづくり懇談会」において、犯罪減少に向けた取り組みをするための基礎資料を提供するために、広島県内の大学生の規範意識を調査したものである。調査結果の概要は、2002年7月22日に開催された「第2回広島県安全まちづくり懇談会」において出席者に配布し、内容の説明を行った。⁽⁷⁾ この調査によって、若い世代の人々の規範意識の低下がはっきりと示され、懇談会の審議の参考とされた。この調査は継続して行っており、その結果については多角的に分析し、近い将来まとめて発表したいと考えているが、今回は初回の調査分についてのみ、その概要を資料として提供する事とした。

調査に際しては、次のようなマークシート式のアンケート用のカードを活用し、読み取り機を利用して調査結果の情報処理を行った。調査項目は、表のとおりである。

調査項目は、私たちが日常、何気なく行っている行動であるが、内容的には犯罪的なものを含んでいる項目を選んだ。それぞれ関連する法律の条文を示すと次のとおりである。

質問①「タバコのポイ捨て」は、軽犯罪法第1条27号の「公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物または廃物を棄てた者」

質問②「電車の中の携帯電話の使用」は、同じく軽犯罪法第1条5号の「公共の会堂、劇場、飲食店、ダンスホールその他公共の娯楽場において、入場者に対して、または汽車、電車、乗合自動車、船舶、飛行機その他公共の乗り物の中で乗客に対して著しく粗野または乱暴な言動で迷惑をかけた者」および第14号の「公務員の制止をきかずに、人声、楽器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者」

質問③の「電車やバスに乗車するときの割り込み」は、同じく軽犯罪法第1条13号の「公共の場所において多数の人に対して著しく粗野若しくは乱暴な言動で迷惑をかけ、又は威勢を示して汽車、電車、乗合自動車、船舶その他の公共の乗物、演劇その他の催し若しくは割り当て物資の配給を待ち、若しくはこれらの乗物若しくは催しの切符を買い、若しくは割り当て物資の配給に関する証票を得るため待っている公衆の列に割り込み、若しくはその列を乱した者」

質問④の「路上につばを吐いている人」は、同じく軽犯罪法第1条26号の「街路又は公園その他公衆の集合する場所で、たんづばを吐き、又は大小便をし、若しくはこれをさせた者」

質問⑤の「未成年者の飲酒」は、未成年者飲酒喫煙禁止法に、

質問⑥・⑦の「あなたの住んでいる住宅街で、歩道をオートバイに乗って走っている中学生らしい少年がいます」は、道路交通法に、

質問⑧からの「飲酒運転」は同じく道路交通法に関連するものである。

質問に対する回答については、それぞれ全体、男女別で円グラフにしてみた。いずれの項目でも規範意識の低さがうかがわれる。この調査は現在対象範囲を広げて継続中であり、また結果についても多角的な視点から分析を行っており、近い将来、分析結果をまとめて発表する。

表 規範意識について (2002年7月実施・対象：広島県内の大学生)

次の質問についてお答えください。

なお、お答えはマークシートのそれぞれの番号に鉛筆で記入してください。

- ① 西暦の最後の2桁 (例：2002年→02)
- ② アンケートを実施した月 (例：7月→07)
- ③ アンケートを実施した日 (例：15日→15)
- ④ 性別 (男：1、女：2)

調査(研究)者

広島経済大学 助教授 小川 富之

〒731-0192 広島県広島市安佐南区祇園5-37-1 TEL082-871-1051

- ⑤ 属性（4年制大学共学：1，4年制大学男子校：2，4年制大学女子校：3，短大共学：4，短大男子校：5，短大女子校：6，専門学校（医療系）：7，専門学校（福祉系）：8，専門学校（情報系）：9，専門学校（その他）：10，生涯学習活動：11，公民館活動：12，講演会：13，その他：14）
- ⑥ 年齢層（10代前半：1，10代後半：2，20代前半：3，20代後半：4，30代前半：5，30代後半：6，40代前半：7，40代後半：8，50代前半：9，50代後半：10，60代前半：11，60代後半：12，70代前半：13，70代後半：14，80代前半：15，80代後半：16，90代前半：17，90代後半：18，100歳以上：19）
- ⑦ あなたの年齢（21歳→21）
- ⑧ 家族構成（一人暮らし：1，母と子ども：2，父と子ども：3，夫婦だけの世帯：4，父母と未成年の子：5，三世同居（祖父母とも）：6，三世同居（祖父）：7，三世同居（祖母）：8，三世同居（その他）：9，その他の世帯：10）
- ⑨ 朝食について（毎朝きちんと食べる：1，時々ぬくことがある：2，食べない事が多い：3，全く食べない：4）
- ⑩ 昼食について（一人で食べる：1，友達と食べる：2，家族と食べる：3，その他：4）
- ⑪ 夕食について（一人で食べる：1，友達と食べる：2，家族と食べる：3，その他：4）
- ⑫ 宗教等（仏教：1，キリスト教：2，神道：3，イスラム教：4，その他の宗教：5，宗教は特になし：6）
- ⑬ ボランティア活動の経験（ある（熱心）：1，ある（時々）：2，ある（一・二度）：3，ない：4）
- ⑭ 居住環境等（都市部：1，住宅地域：2，郊外：3，いなか：4，その他：5）

次からが実際の規範意識の質問です

- ① タバコのポイ捨てについてあなたはどのように考えますか？
1. 灰皿がなければポイ捨てしても仕方がない；2. 自分には関係ないので知らない振りをする；3. いけないことだと思うが注意はしない；4. はっきりと嫌悪感を相手に示す；5. 口頭で注意をする
- ② 電車の中の携帯電話の使用についてお答えください。
1. 急いで連絡する必要があるれば電車の中で携帯を使うのも仕方がない；2. メールの送受信は人の迷惑にはならないのでかまわない；3. 使用してはいけない規則なので守るべきだ；4. 人が携帯を使っていたら、いやな顔をする；5. はっきりと注意をする
- ③ 電車やバスに乗車するときの割り込みについてお答えください？
1. 急いでいたときに割り込みをしたことがある；2. たくさん人がいるので割り込みされても特に何も言わない；3. はっきりと注意する
- ④ 路上に唾をはいている人を見かけてどう思いますか？
1. 特になんとも思わない；2. いい気持ちではないが無視する；3. いやな気がするので顔をそむける；4. 注意する；5. 許されない行為なので警察にきちんと取り締まって貰いたいと思う
- ⑤ 未成年者の飲酒を禁じる規則についてお答えください。
1. 少しならかまわないと思う；2. どちらでもいい；3. 規則なので絶対に守らなければいけない
- ⑥ あなたの住んでいる住宅街で、歩道をオートバイに乗って走っている中学生らしい少年がいます、どうしますか？
1. 注意しない（⑦へ）；2. 注意する
- ⑦ どうして注意をしないのですか？
1. 自分には関係ないから；2. 注意をしても効果がないから；3. 注意したら何をされるかわからないから；4. その他（マークシートの裏にお書きください）

飲酒運転について

- ⑧ きちんと運転できるよう控えめに飲むのであれば、つきあい程度は仕方ない。
1. そう思う；2. 絶対にいけない
- ⑨ 事故にならなければ、少しくらい飲んでもかまわない。
1. そう思う；2. 絶対にいけない
- ⑩ 2、3杯以上飲んだら、車は運転しないほうがいい。
1. できれば運転しないほうがいい；2. 絶対にいけない
- ⑪ 少しでも飲んだら、じゅうぶん時間をあけて運転する
1. そうする；2. 絶対にいけない

注

(1) 犯罪認知関数、犯罪率および検挙率諸外国との比較については次の表を参照のこと。

1 殺人

| 区分 | 日本 | アメリカ | イギリス | フランス | ドイツ |
|------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 認知件数 | 1,265 | 18,209 | 1,428 | 1,997 | 2,851 |
| 犯罪率 | 1.00 | 6.80 | 2.75 | 3.41 | 3.48 |
| 検挙率 | 96.40 | 66.10 | 92.00 | 81.40 | 94.50 |

2 婦女暴行

| 区分 | 日本 | アメリカ | イギリス | フランス | ドイツ |
|------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 認知件数 | 1,857 | 96,122 | 7,638 | 7,958 | 7,565 |
| 犯罪率 | 1.47 | 35.92 | 14.69 | 13.60 | 9.22 |
| 検挙率 | 73.70 | 50.80 | 64.00 | 78.20 | 79.00 |

3 強盗

| 区分 | 日本 | アメリカ | イギリス | フランス | ドイツ |
|------|-------|---------|--------|--------|--------|
| 認知件数 | 4,237 | 497,950 | 66,836 | 94,947 | 61,420 |
| 犯罪率 | 3.34 | 186.05 | 128.51 | 162.25 | 74.87 |
| 検挙率 | 66.40 | 26.30 | 23.00 | 18.20 | 50.40 |

注1 国際刑事警察機構の統計による。

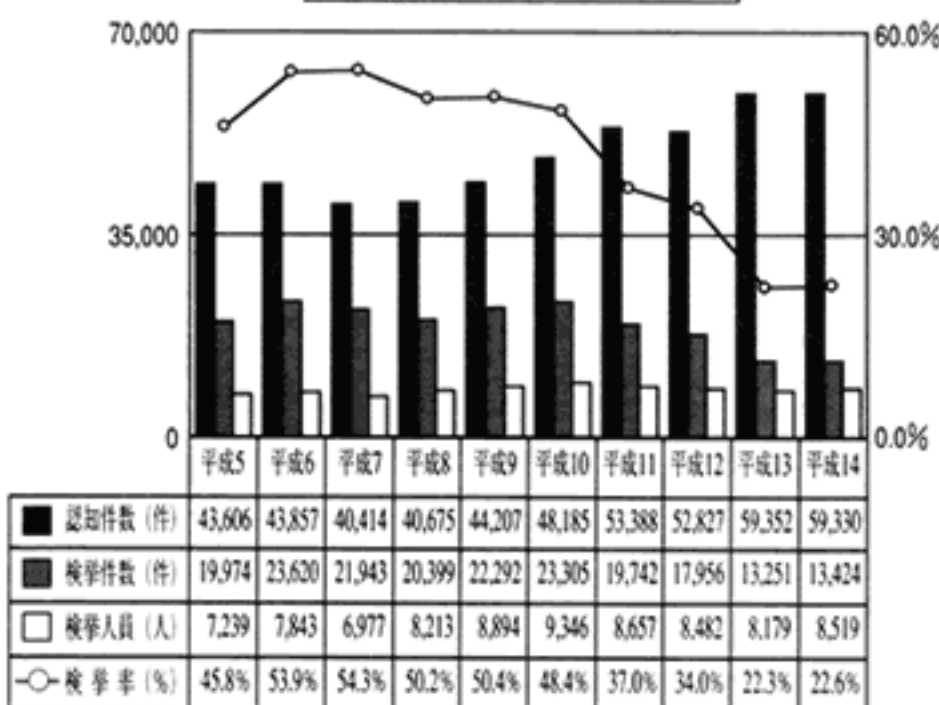
- ・日本、フランス、ドイツは「1999年」の数字
- ・イギリス（イングランド及びウェールズに限る）は「1998年」の数字
- ・アメリカは「1997年」の数字

注2 「犯罪率」は、認知件数の人口10万人当りの比率。

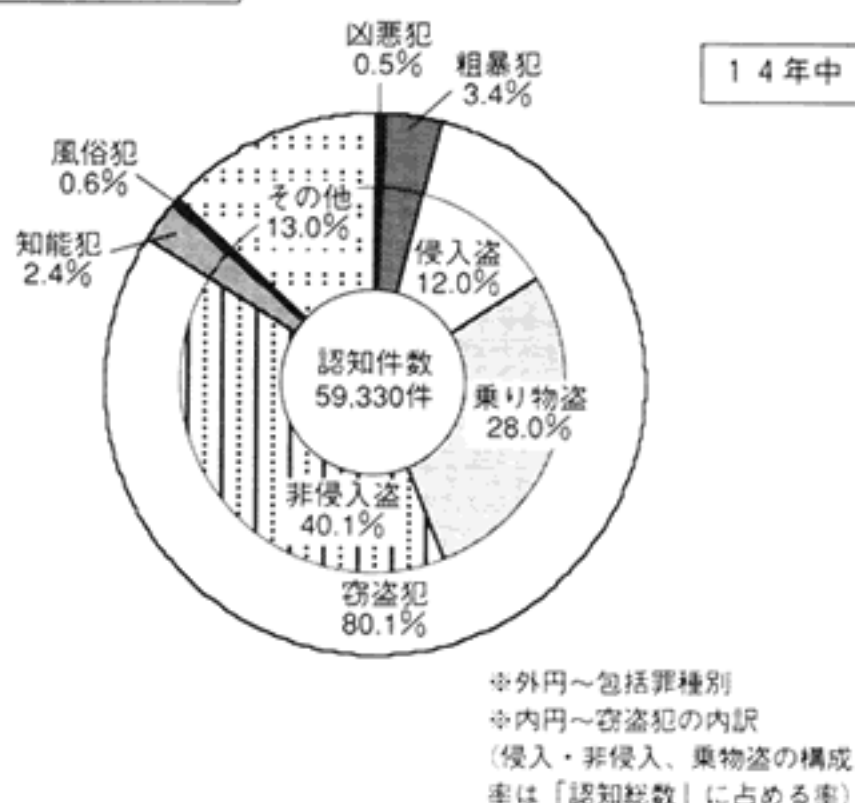
(2) 広島県の過去5年間の刑法犯認知件数の推移（広島県警発表）。

刑法犯（広島県）

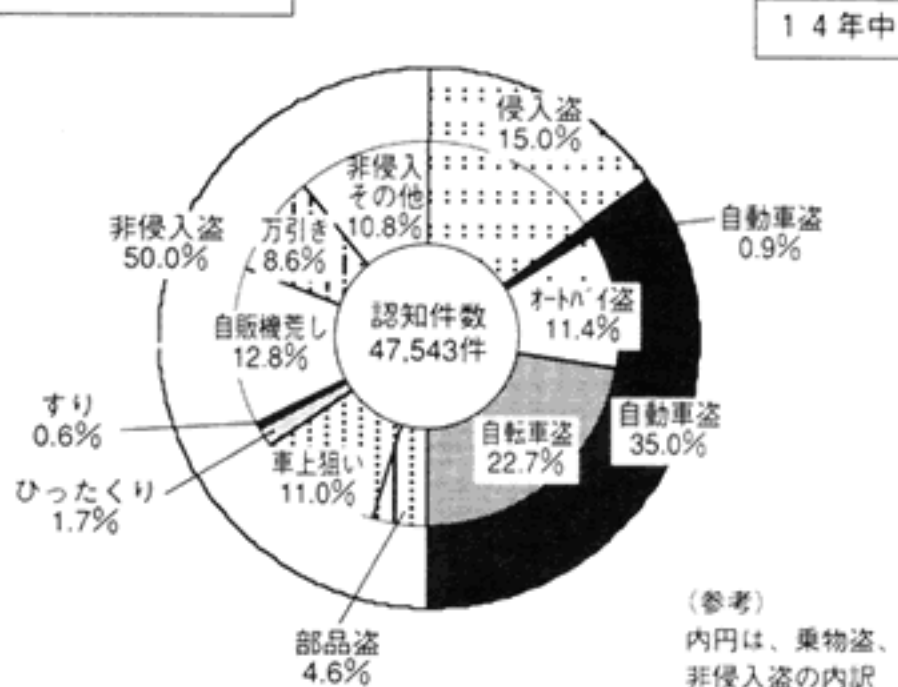
刑法犯認知・検挙状況の推移



刑法犯認知件数の内訳



窃盗犯認知件数の内訳



(3) 座長は広島県知事、委員は事務局（県警本部長、県教育長等）も含めて34名（警察署協議会、青少年健全育成広島県民会議、広島弁護士会、広島県女性医師の会、報道機関、女性団体、県議会、NPO法人、経済界、学校、自治体等の代表で構成されている。筆者は大学関係者の代表として参加した。）で、2002年6月18日に第1回、7月22日に第2回、そして最終回3回の会合が11月6日に開催された。

(4) 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の趣旨は次のように説明されている。

「…広島県の治安情勢は、昨年刑法犯の認知件数過去最高、110番受理件数も5年前の約40パーセント増、さらには暴走族等非行集団問題の深刻化など、まさに危険水域にある。この状態は、県民生活はもとより、広島県の経済や教育等の問題にも大きく影響している。こうした現状を踏まえ、警察活動を強化するとともに、関係行政機関・団体、県民が一体となった取り組みを進めていく必要がある。このたび、犯罪、とりわけ県民に身近な犯罪を減少させることを目標に県民総ぐるみ運動を展開する…」

達成目標として乗り物盗（自動車盗、オートバイ盗、自転車盗）・街頭犯罪（路上強盗、ひったくり、恐喝、車上狙い、自動販売機荒し、器物損壊等）・侵入強・窃盗（屋内強盗、侵入窃盗、住居侵入）・性犯罪（強姦、強制わいせつ等）を3年間で減少させる。

(5) 条例は、「『減らそう犯罪』広島安全まちづくり推進条例」として2002年12月20日に制定された。

(平成14年12月20日条例第48号)

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例

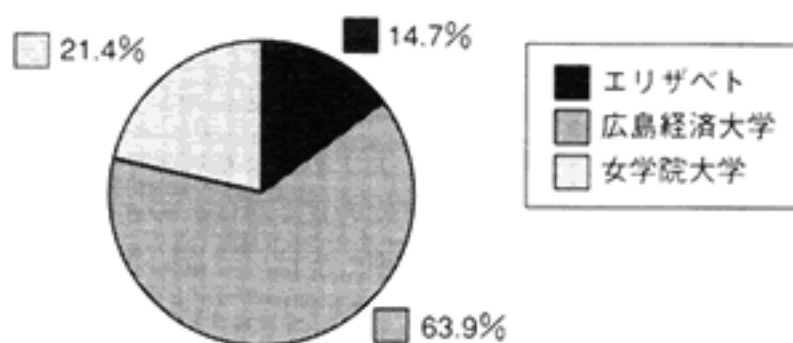
目次

- 前文
- 第一章 総則（第1条～第5条）
- 第二章 推進体制（第5条・第6条）
- 第三章 地域における犯罪防止活動等への支援（第8条～第10条）
- 第四章 学校等における幼児、児童、生徒等の安全の確保等（第11条・第12条）
- 第五章 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等（第13条～第14条）
- 第六章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等（第17条～第19条）
- 第七章 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等（第20条～第22条）
- 第八章 雑則（第23条）

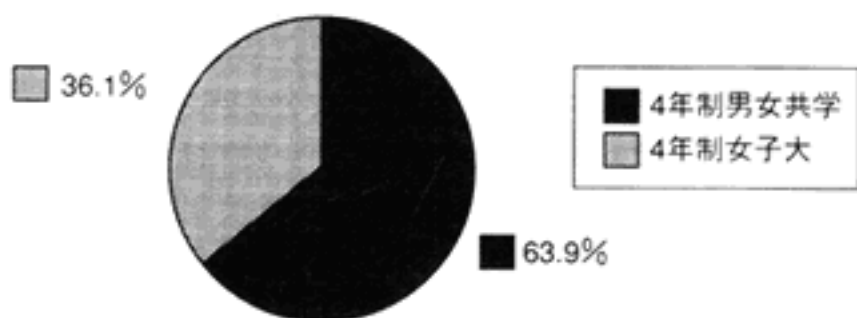
附則

- (6) 県民会議は、「広島県『減らそう犯罪』推進会議」として、2003年2月4日の設立総会により設置され活動を開始した。
- (7) 調査結果および懇談会での説明については中国新聞2002年8月2日金曜日の朝刊の紙面で「ヤング、ルールに甘いね」という見出しで取り上げられたのをはじめ、統計関連の出版社を含めて多くの反響があった。内容としては、ポイ捨て気にせず60パーセント、道につば無視43パーセント、飲酒運転仕方ないね48パーセント、といった小見出しで「タバコのポイ捨てや道路につばを吐いている人を見かけても、気にしない」。広島経済大学の小川富之・助教授（家族法）が広島市内の大学生や専門学校生に実施したアンケートで、若者の規範意識が低下している実態が浮き彫りになった。…」という内容の記事であった。

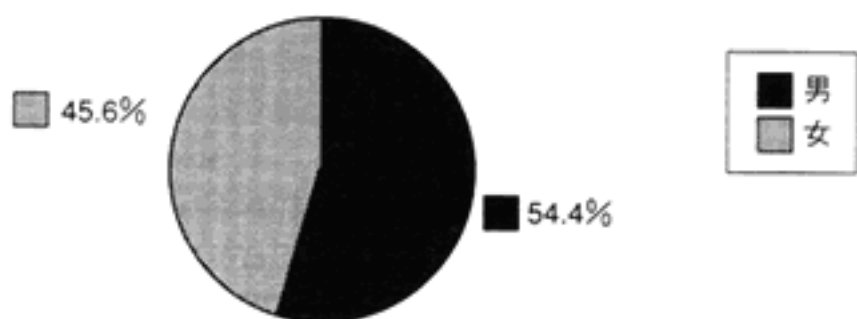
アンケート実施大学

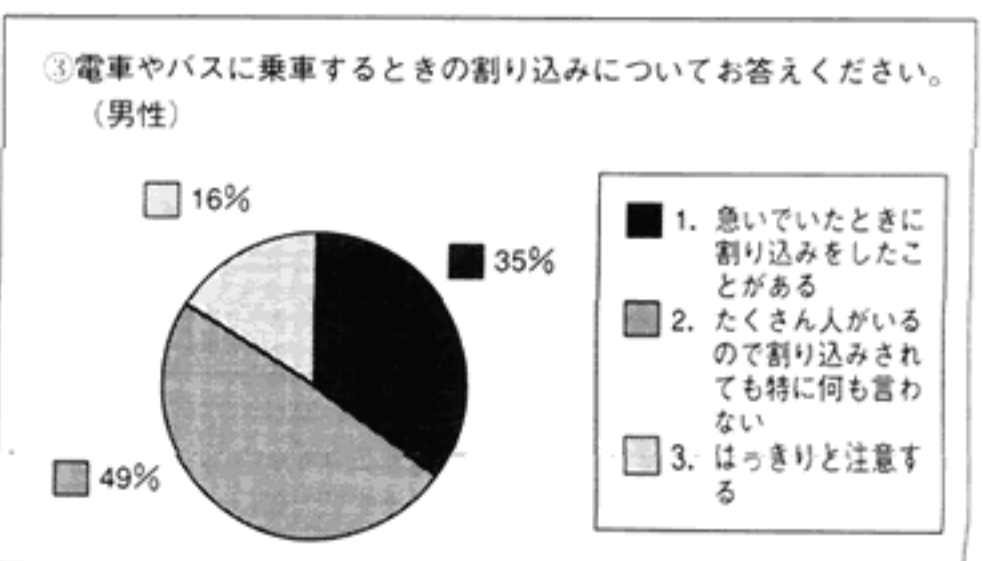
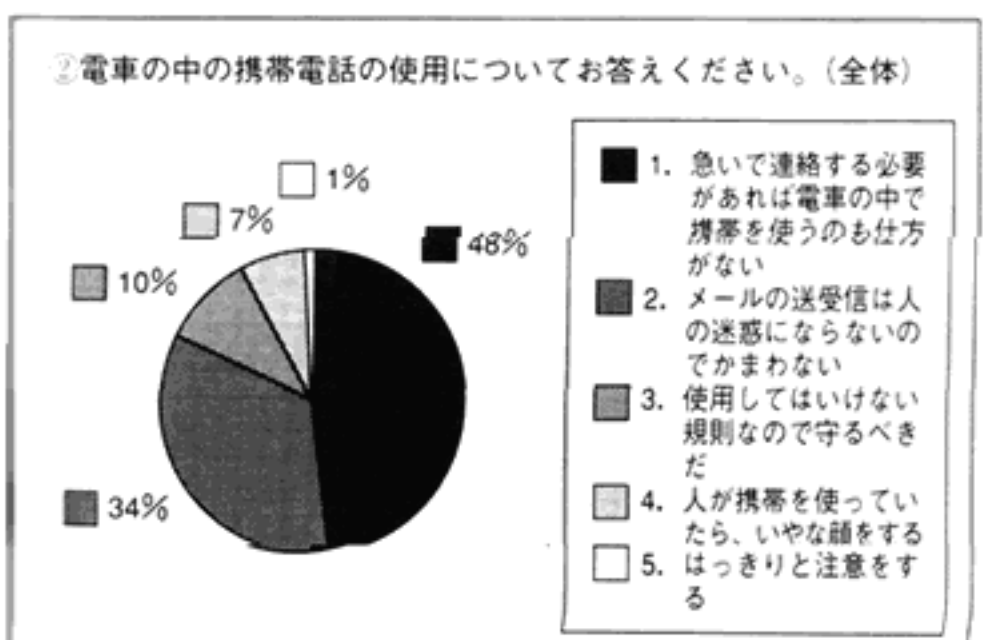
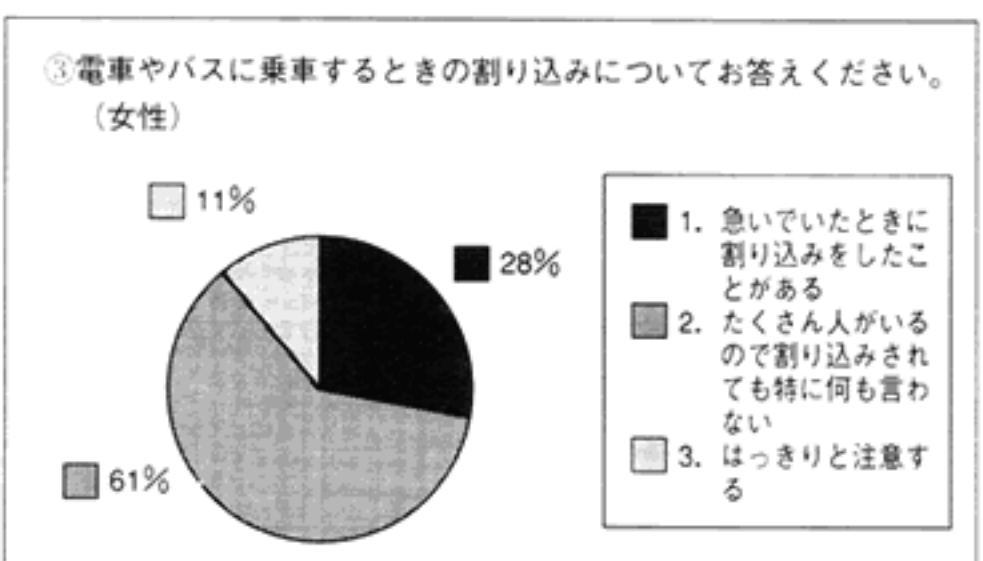
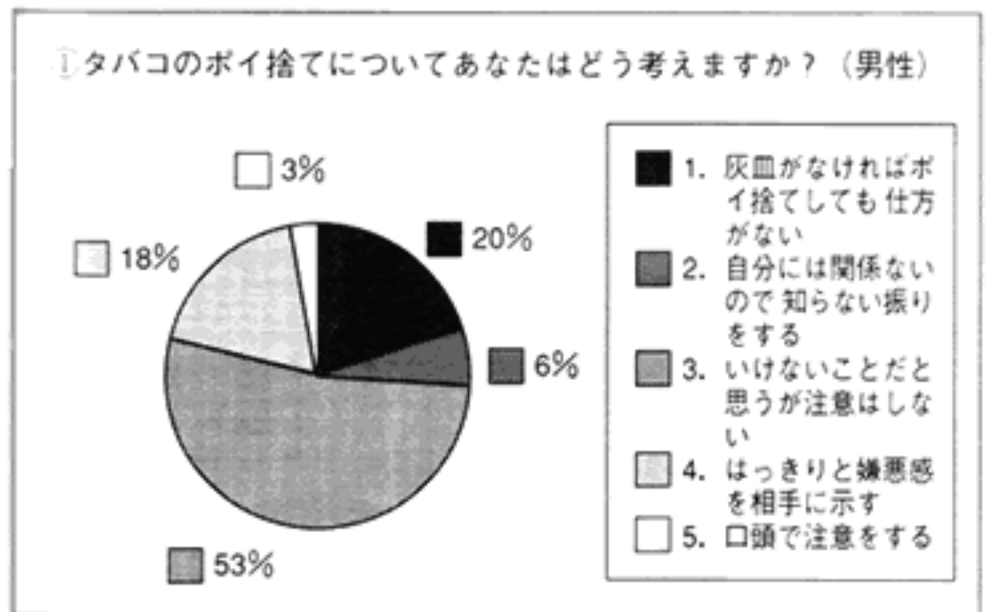
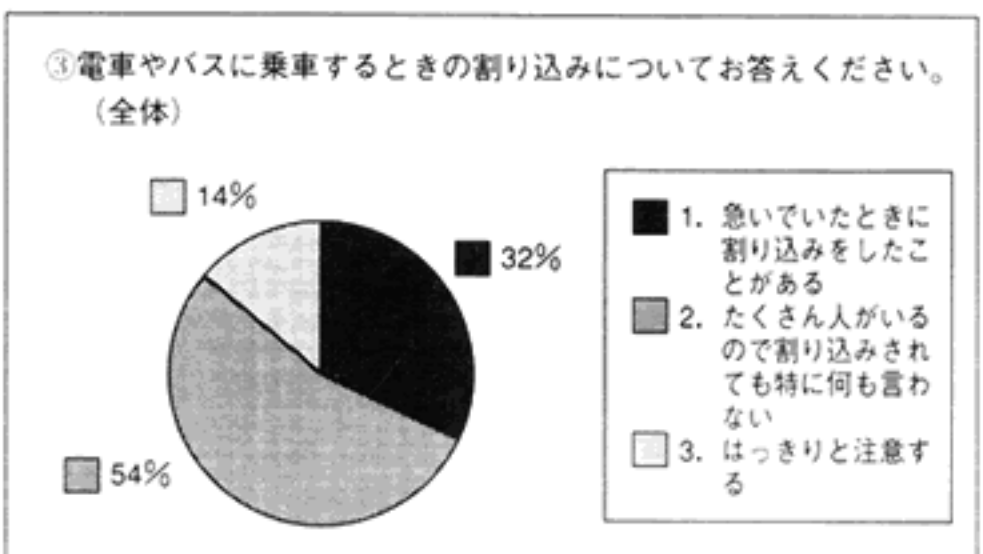
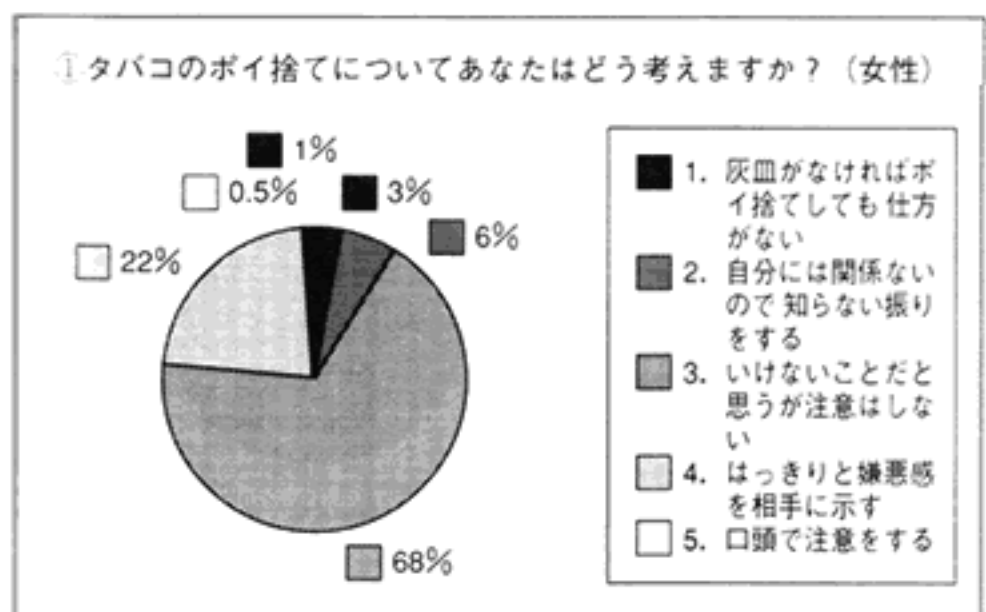
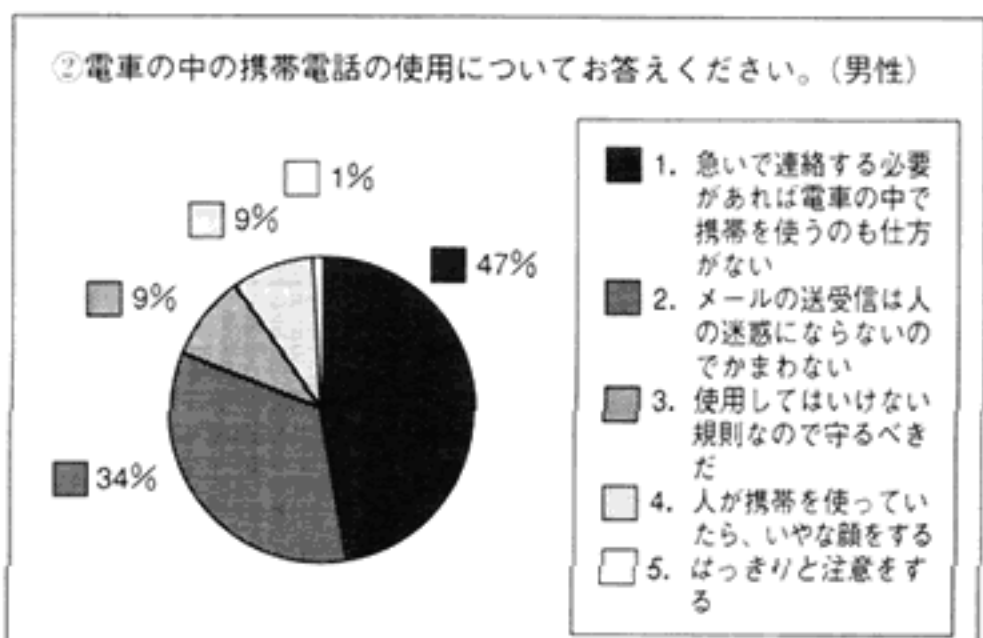
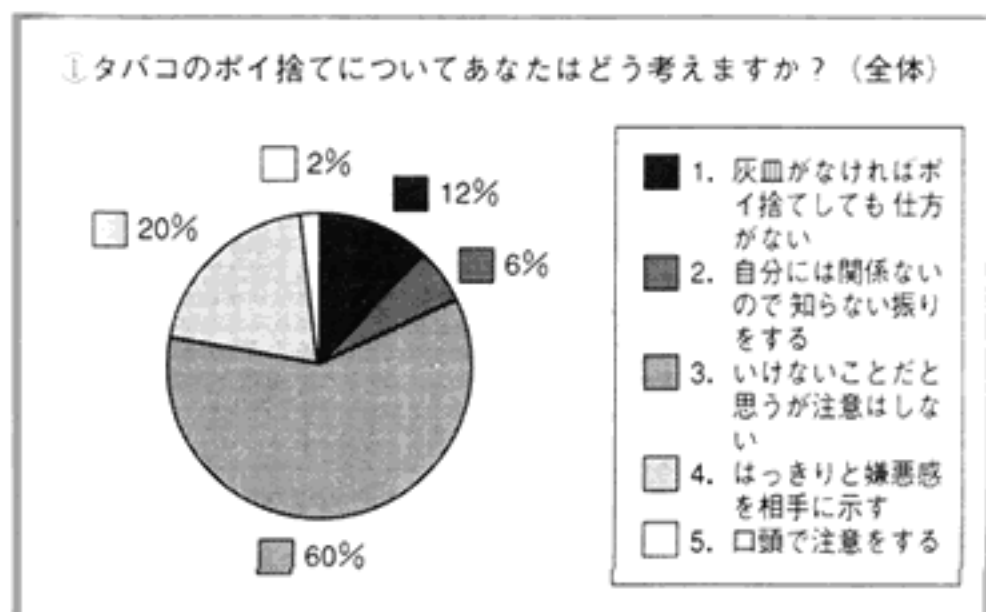
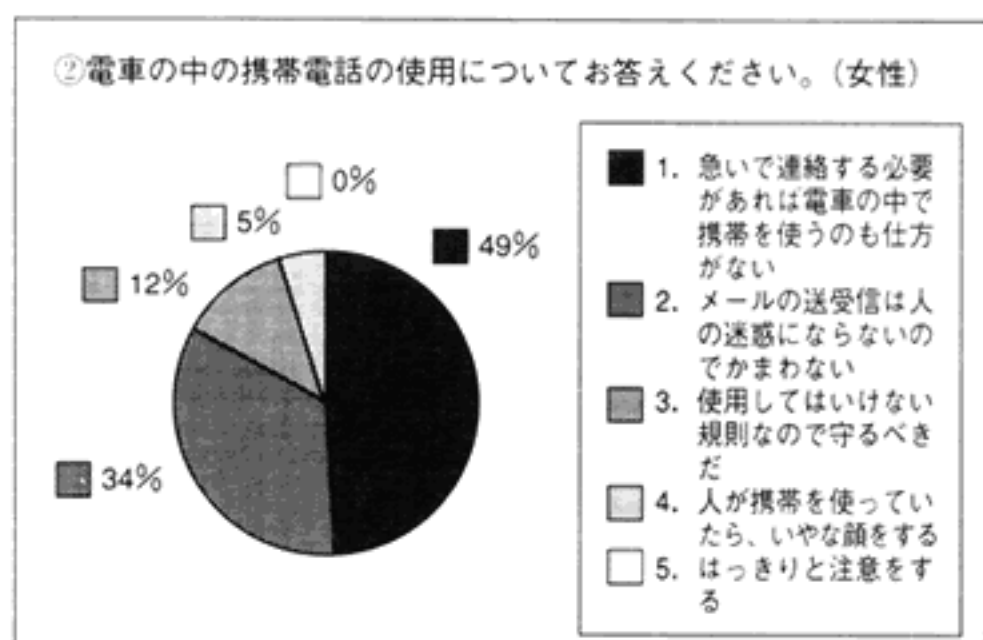
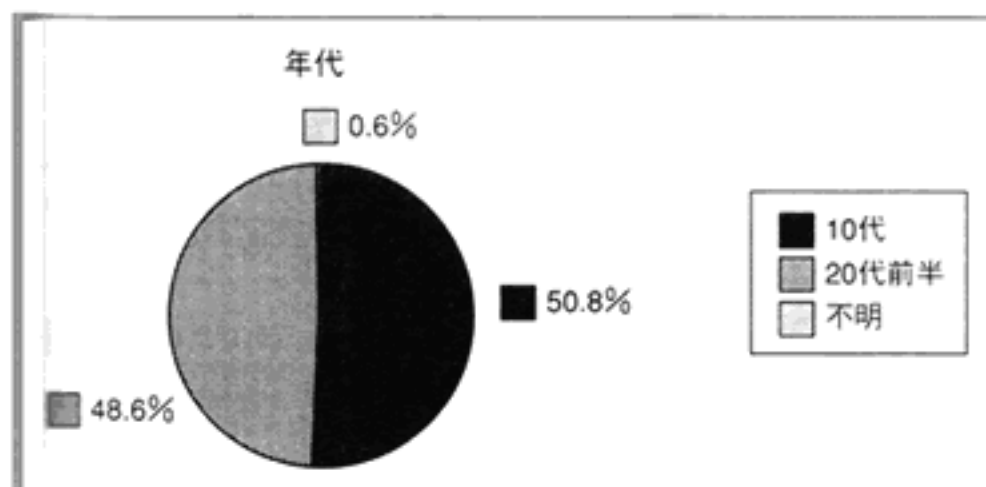


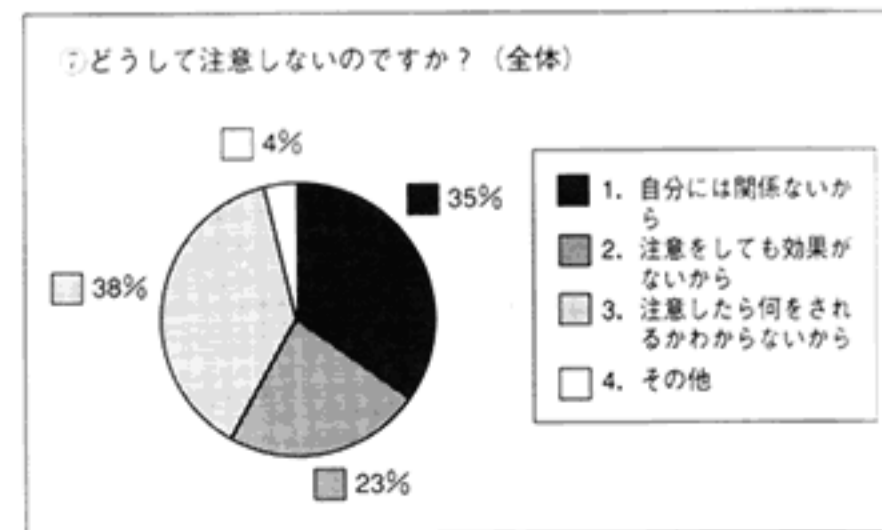
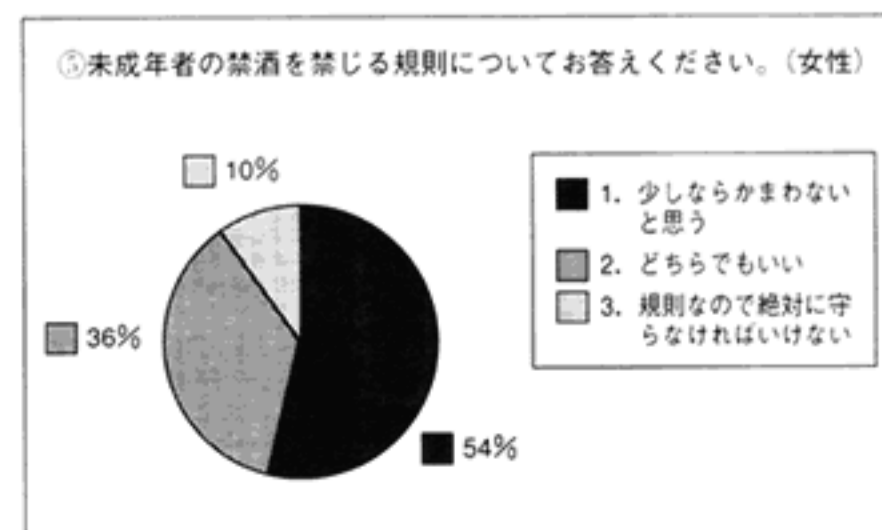
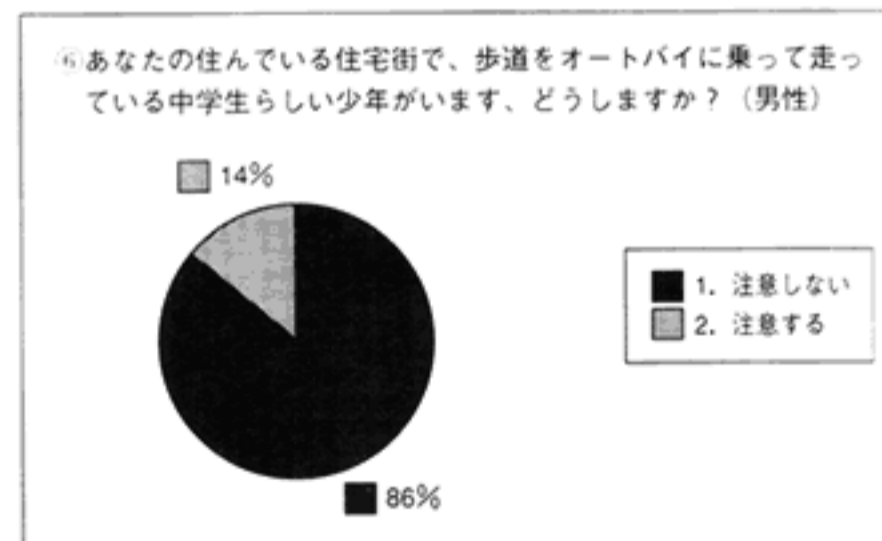
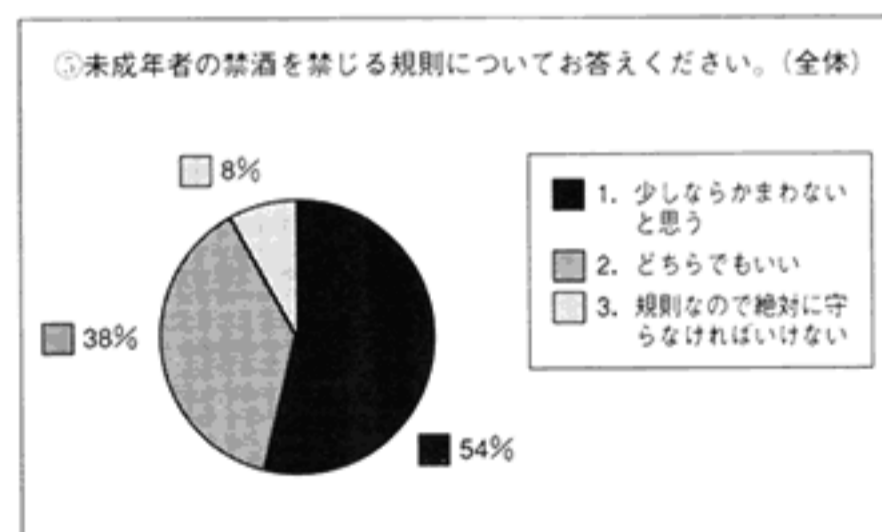
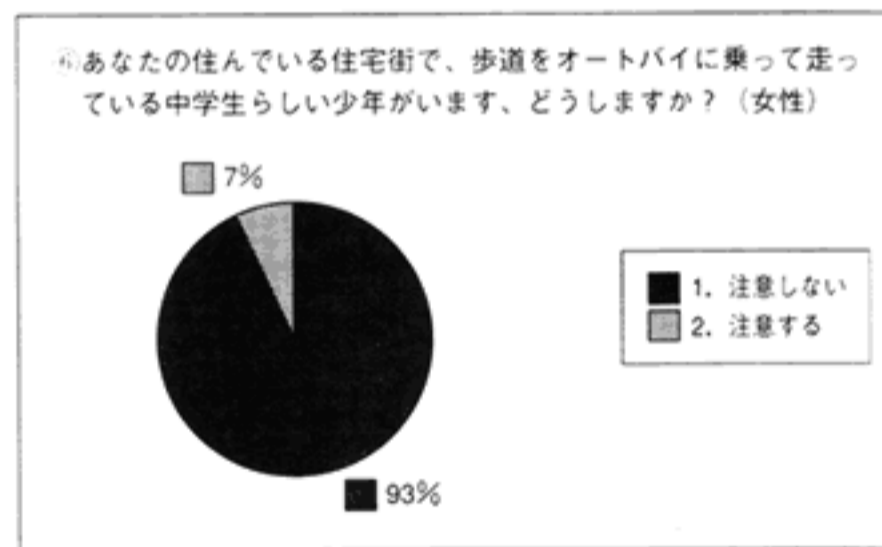
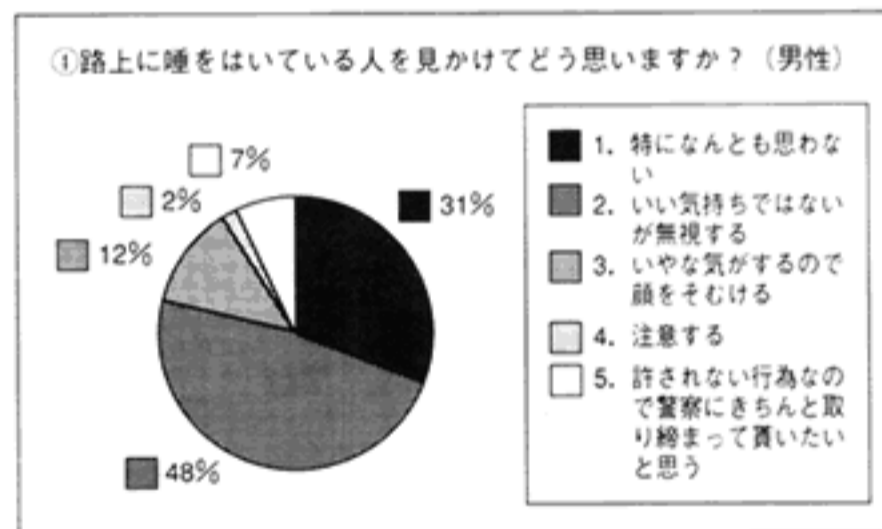
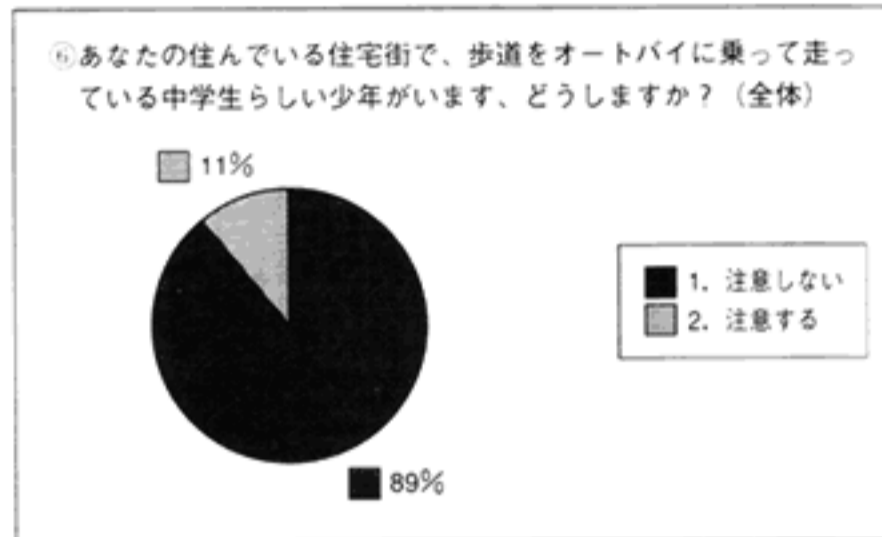
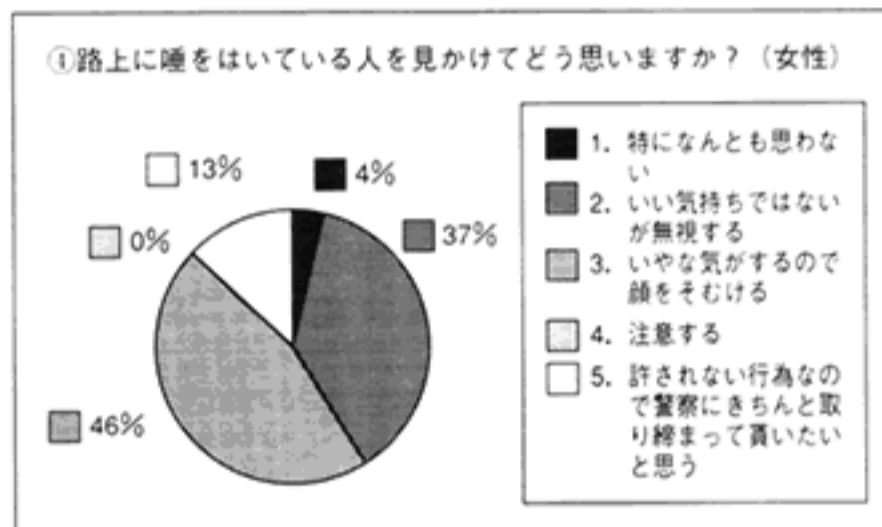
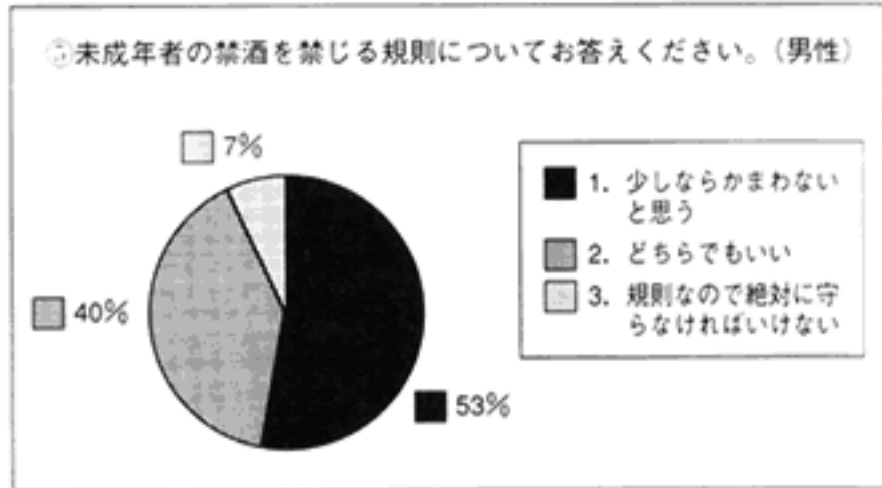
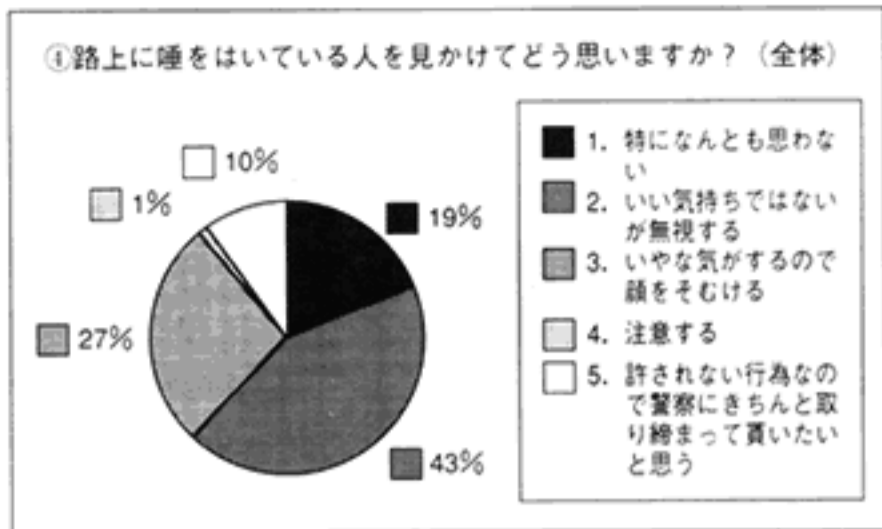
学校種別



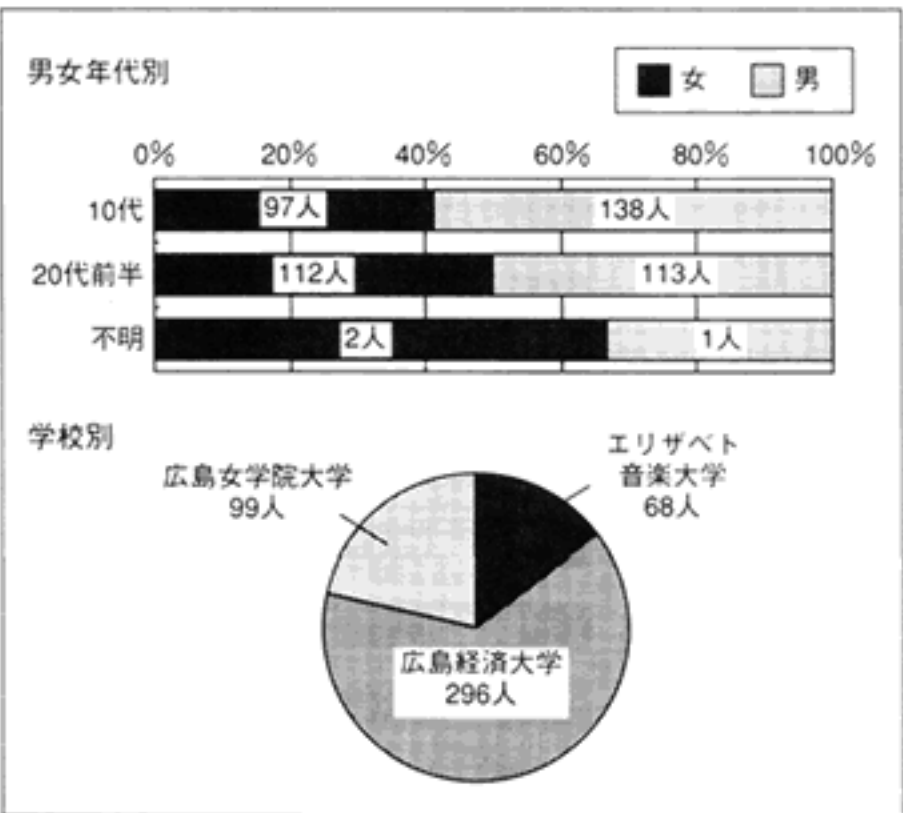
性別







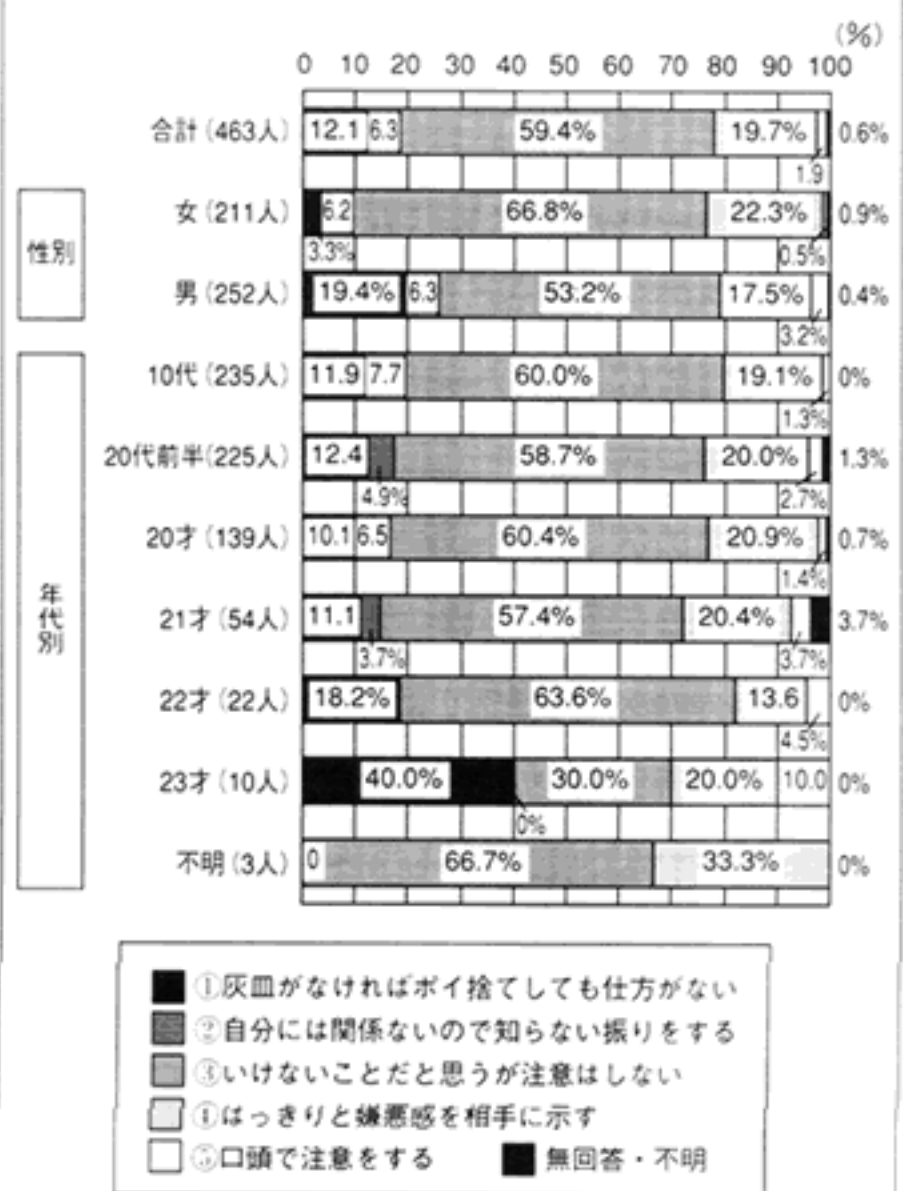
アンケート回答者プロフィール



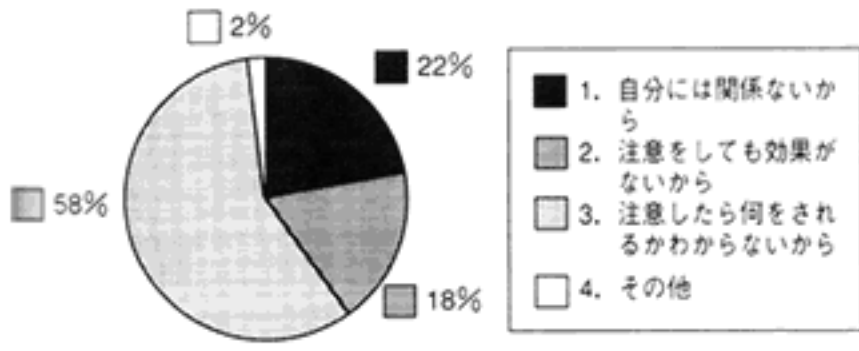
(人)

| | | 合計 | 女 | 男 | |
|---------|-----------|-----|-----|-----|---|
| 合計 | | 463 | 211 | 252 | |
| 年代別 | 10代 | 235 | 97 | 138 | |
| | 20代前半 | 225 | 112 | 113 | |
| | 20才 | 139 | 79 | 60 | |
| | 21才 | 54 | 24 | 30 | |
| | 22才 | 22 | 6 | 16 | |
| | 23才 | 10 | 3 | 7 | |
| | 24才 | 0 | 0 | 0 | |
| 不明 | 3 | 2 | 1 | | |
| 学校別 | エリザベト音楽大学 | 68 | 61 | 7 | |
| | 広島経済大学 | 94 | 9 | 85 | |
| | 講義名 | 憲法 | 68 | 61 | 7 |
| | 民法I | 94 | 9 | 85 | |
| | 家族と法 | 202 | 42 | 160 | |
| 広島女学院大学 | 99 | 99 | 0 | | |

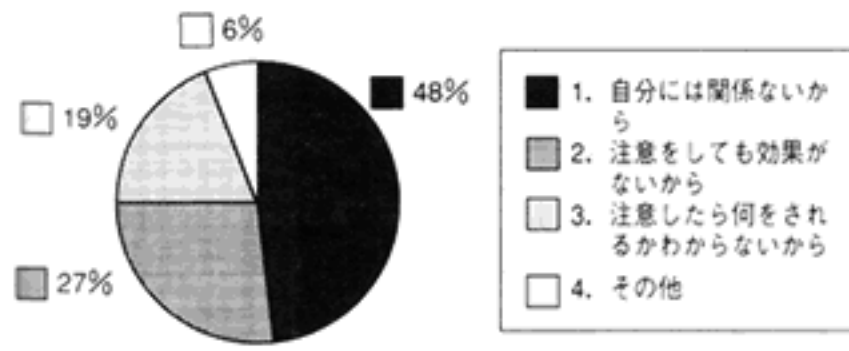
問5 タバコのポイ捨てについてあなたはどう考えますか (N=463人)



⑧ どうして注意しないのですか? (女性)

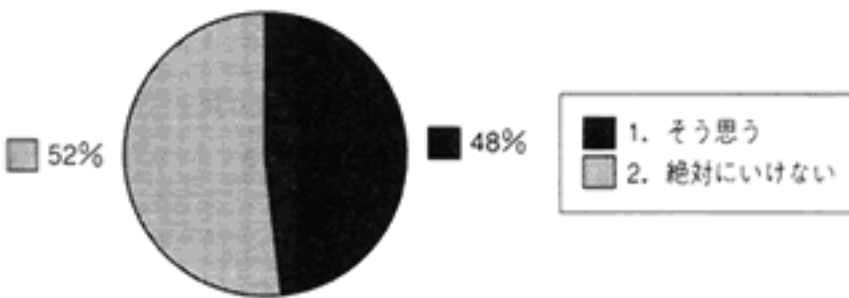


⑨ どうして注意しないのですか? (男性)

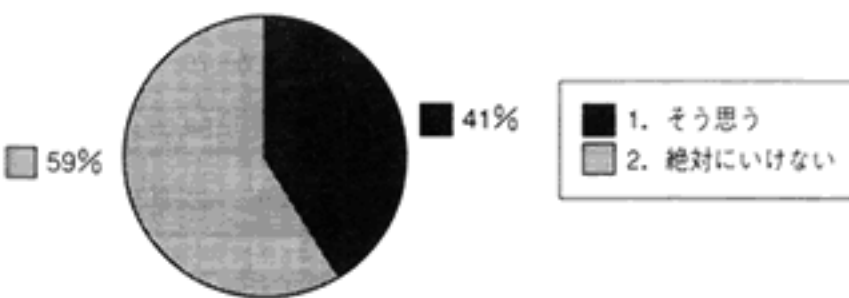


飲酒運転について

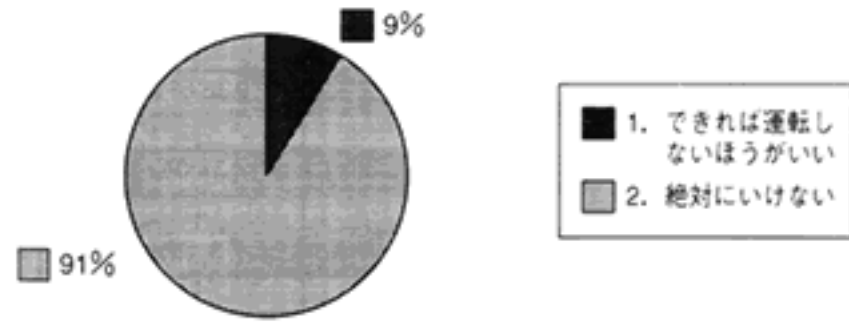
⑩ きちんと運転できるよう控えめに飲むのであれば、つきあい程度は仕方ない。(全体)



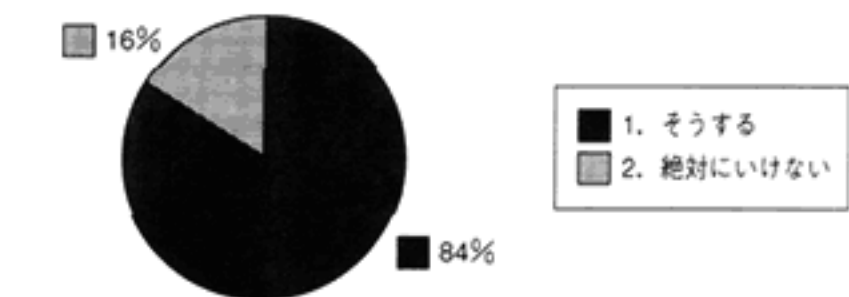
⑪ 事故にならなければ、少くも飲んでもかまわない。(全体)



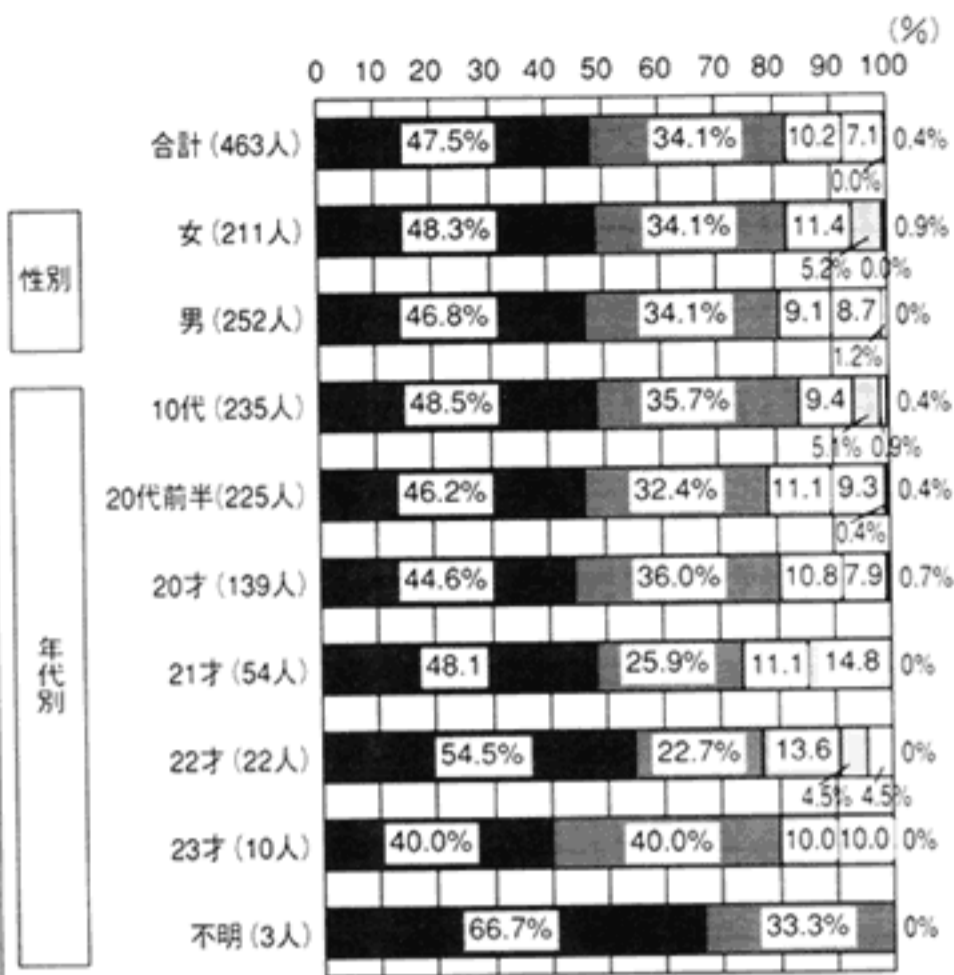
⑫ 2、3杯以上飲んだら、車は運転しないほうがいい (全体)



⑬ 少しでも飲んだら、じゅうぶん時間をあけて運転する (全体)

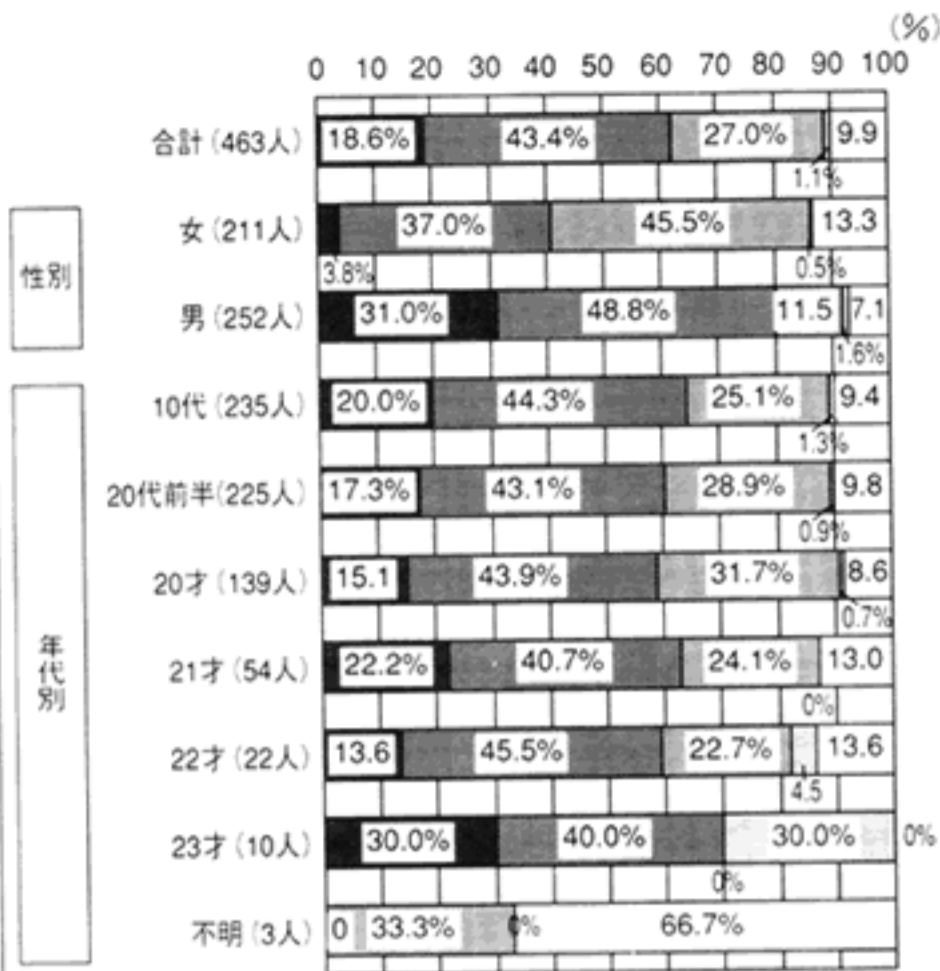


問6 電車の中の携帯電話の使用についてお答えください (N=463人)



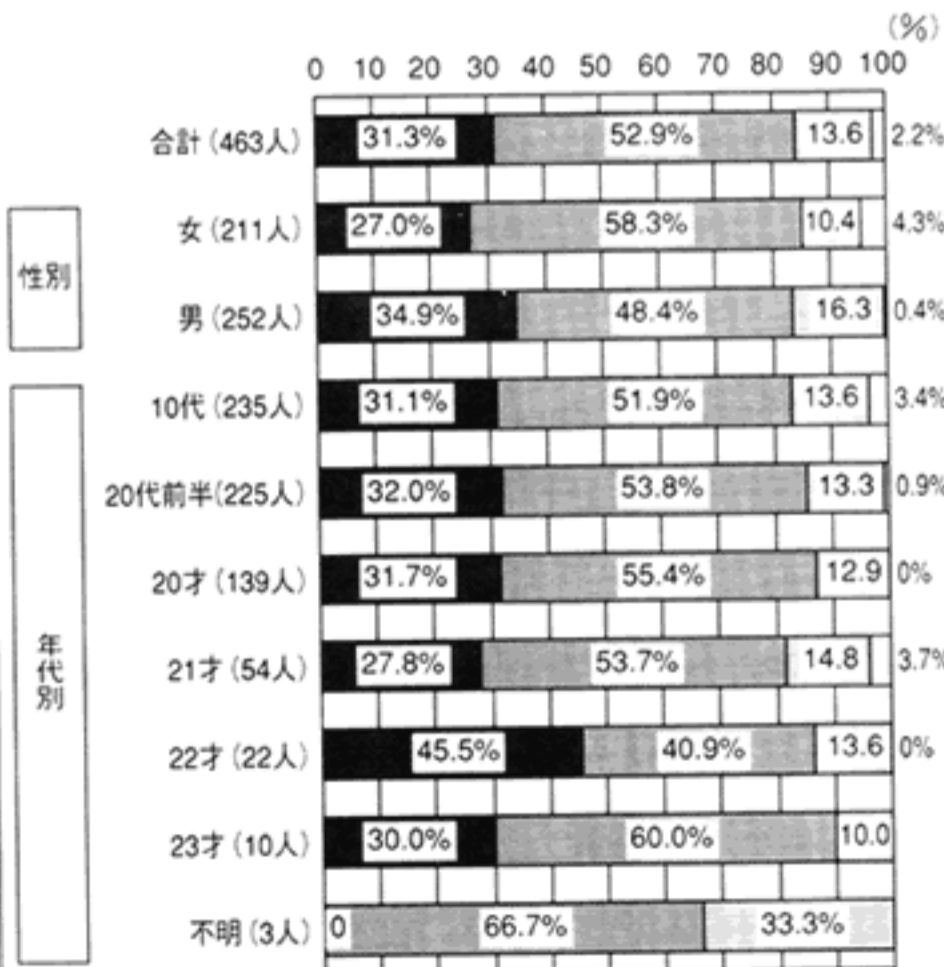
- ①急いで連絡をする必要があれば電車の中で携帯を使うのも仕方ない
- ②メールの送受信は人の迷惑にはならないのでかまわない
- ③使用してはいけない規則なので守るべきだ
- ④人が携帯を使っていたらいやな顔をする
- ⑤はっきりと注意をする
- 無回答・不明

問8 路上に唾をはいている人を見かけてどう思いますか (N=463人)



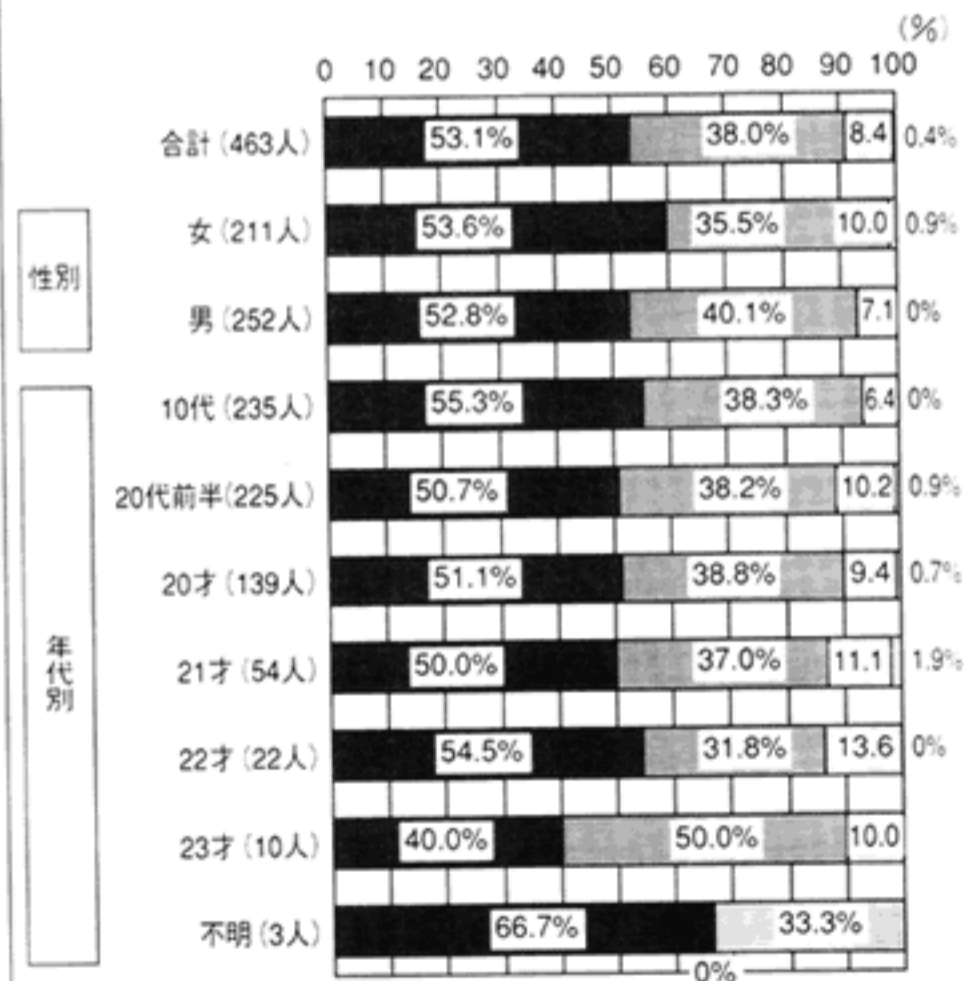
- ①特になんとも思わない
- ②いい気持ちではないが無視する
- ③いやな気がするので顔をそむける
- ④注意する
- ⑤許されない行為なので警察にきちんと取り締まって貰いたいと思う

問7 電車やバスに乗車するときの割り込みについてお答えください (N=463人)



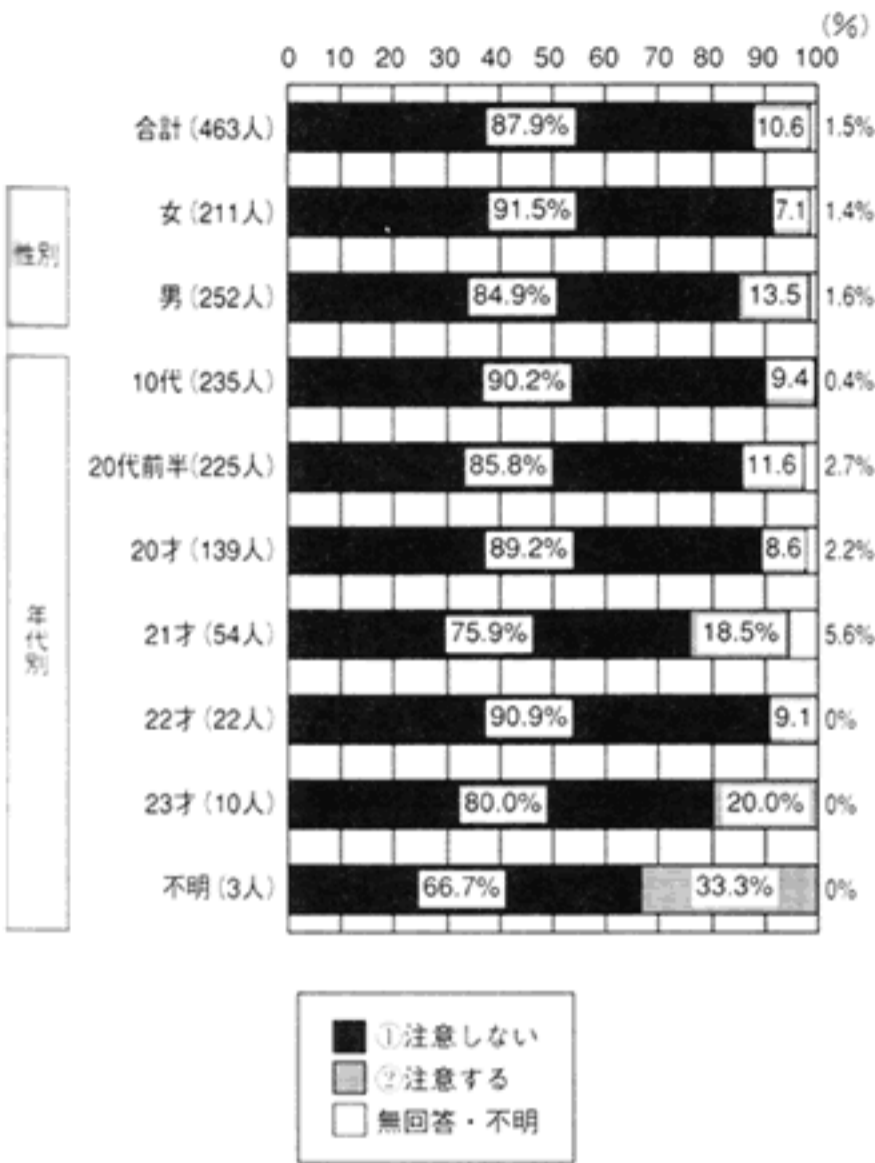
- ①急いでいたときに割り込みをしたことがある
- ②たくさん人がいるので割り込みされても特に何も言わない
- ③はっきりと注意する
- 無回答・不明

問9 未成年者の飲酒を禁じる規則についてお答えください (N=463人)



- ①少なからずかまわないと思う
- ②どちらでもいい
- ③規則なので絶対に守らなければいけない
- 無回答・不明

問10 あなたの住んでいる住宅街で、歩道をオートバイに乗って走っている中学生らしい少年がいます、どうしますか (N=463人)



その他の具体的理由

- ・たいがい乗っているのが暴走族のヤツなんで注意してやめるくらいなら乗ってないと思うから。
- ・バカは相手にしたくないから。
- ・若い時は、しょうがないでしょう。
- ・ケガをしても自己責任だし他人だから。あと、オートバイに乗って走っているのに追いつけないと思う。
- ・別に悪いと思わない。
- ・最後に痛い目をみるのは自分じゃないから。
- ・注意したら殺される危険性がある。(暴力団と右翼との関連がある人もいるから)
- ・めんどくさいから。
- ・注意しても聞かない。あげく逆キレ。しかも注意しても「おれらの勝手だろーが!!」みたいな感じ。はっきり言えば、そんな奴らは事故で死ぬか、痛い目にあうべきだと思う。
- ・知ってる子なら注意する。
- ・注意する勇気がないから。ボイ捨てや電車の中での携帯電話でもいやな思いをするけど、注意する勇気が出できません。
- ・たぶん聞こえないだろうから…。
- ・自分ももしかしてやっているかもしれないから。(信号待ちなどで)
- ・処罰を受けて「悪い」ということだと自覚を持ってもらうため。
- ・射殺したくなるから。
- ・事故して死ぬのは自分だからほっておく。
- ・怖い。
- ・何事も経験。
- ・知り合いならできるけど、知らない人では、話しかけられないから。
- ・面倒臭いから。
- ・オートバイに乗れるのは16歳以上、というのは現在は通用しているが、これが普遍的で、絶対に正しいとは思えないから。飲酒についても同様。
- ・自分の状況にもよるが、こちらが歩いていて、相手が乗っていたら注意しようにも一瞬のことでできないと思う。

問11 どうして注意をしないのですか? (N=407人：問10「回答者」)

